

2019年11月22日

各 位

会社名 シャクリー・グローバル・グループ株式会社
代表者名 代表執行役 佐藤彰展
(JASDAQ・コード 8205)
問合せ先 代表執行役 佐藤彰展
(TEL. 03-3340-3601)

株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2019年10月7日付け当社プレスリリース「自己株式の取得及び当社株式の非公開化を目的とした自己株式の公開買付け並びに株式併合、単元株式数の定め廃止、定款の一部変更及び臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」(以下「2019年10月7日付け当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に関する各議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2019年11月22日から2019年12月22日まで整理銘柄に指定された後、2019年12月23日に上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、東京証券取引所が開設する市場であるJASDAQ(スタンダード市場)において当社株式を取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、2019年10月7日付け当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)に関して必要のご承認をいただくため、本臨時株主総会を開催いたしました。

① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合比率
2019年12月25日(予定)をもって、2019年12月24日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式196,901株につき、1株の割合で併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数
2,591,987株

④ 効力発生前における発行済株式総数
2,592,000株

- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数
13 株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
40 株
- ⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、当社の取締役、代表執行役、会長・社長兼 CEO（以下「当社会長」といいます。）が議決権の全てを所有する会社であり、当社の親会社であるシルバー・ファミリー・ホールディングス・エルエルシー及び Barnett 2004 Family Trust（以下「親会社等」と総称します。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下、当該端数の処理において同じとします。）に相当する当社株式を関係法令の規定に従って売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。

なお、当社は、本株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額（以下「本端数処理交付見込額」といいます。）を、2019 年 10 月 8 日から 2019 年 11 月 7 日までの 20 営業日を公開買付期間とする自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）より 450 円高い、1 株当たり 6,250 円とすることを決定しており、当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、本端数処理交付見込額に当該各株主の皆様が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行う予定です。なお、かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 235 条第 2 項が準用する会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する当社株式を親会社等に売却すること、又は会社法第 235 条第 2 項が準用する会社法第 234 条第 4 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。

2. 第 2 号議案（定款の一部変更の件）

本株式併合に伴い、本株式併合の効力発生日である 2019 年 12 月 25 日に会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 40 株となること、かかる点をより明確にするために、当該事項に関する現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 13 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社普通株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第 8 条（単元株式数）乃至第 10 条（単元未満株式の買増し）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

当該定款の一部変更の変更予定日は、本株式併合の効力発生予定日である 2019 年 12 月 25 日です。当該定款の一部変更の内容等は、2019 年 10 月 7 日付け当社プレスリリースをご参照ください。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2019 年 11 月 22 日（金）
② 整理銘柄指定日	2019 年 11 月 22 日（金）（予定）
③ 売買最終日	2019 年 12 月 20 日（金）（予定）

④ 上場廃止日	2019年12月23日(月)(予定)
⑤ 本株式併合の効力発生日	2019年12月25日(水)(予定)

以 上